

議

会

令和2年第1回町議会定例会が、3月3日に開会され、令和2年度各会計予算、条例改正などについて審議されました。

また、令和2年度各会計予算は、予算特別委員会へ付託し審議され、本会議において可決されました（詳しくは、本紙16～17ページをご覧ください）。

定例会は、12日に全議案の審議を終了し閉会しました。

令和2年第1回町議会定例会

一般質問

※一般質問は新型コロナウイルス対策により書面で行いました

東出議員

- 新型コロナウイルス感染症に係る対応について

我妻議員

- 月形高校への取り組みの検証、実施について
- それぞれの地域のコミュニティ機能維持への取り組みについて

楠議員

- 各種計画、審議会等における町民意向の把握と共通する課題について
- 拠点施設における商業振興の取り組みについて

松田議員

- プログラミング教育について

宮下議員

- 子育て支援におけるセーフティネットの構築について
- 地域拠点施設整備の今後の展開について
- 新型コロナウイルス感染症対策（情報の伝達方法と内容）について
- 学校教育における「国際理解力の育成」について

議案

令和元年度各会計補正予算

■令和元年度月形町一般会計補正予算（第5号）

- 歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,297万7,000円増額しました。

総額 50億385万8,000円

■令和元年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

- 歳入歳出予算の総額をそれぞれ11万6,000円増額しました。

総額 4億7,445万5,000円

■令和元年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

- 歳入歳出予算の総額をそれぞれ262万9,000円減額しました。

総額 8,579万9,000円

■令和元年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

- 歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,997万3,000円減額

しました。

総額 4億4,558万1,000円

■令和元年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

- 歳入歳出予算の総額をそれぞれ217万3,000円減額しました。

総額 5,825万9,000円

■令和元年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第4号）

- 収益的収入および支出の総額をそれぞれ527万4,000円増額しました。

総額 5億7,589万6,000円

- 資本的収入および支出の総額をそれぞれ6,000円増額しました。

資本的収入 7,273万6,000円

資本的支出 8,815万1,000円

議案

条例の改正その他

- 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

- 法律の改正に伴い、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されたことを受け、関係する町条例の条文を改正しました。

- 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

- 地方公務員法および地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、関係する町条例の条文を改正しました。

■監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

□地方自治法の一部改正により、本条例で引用している地方自治法の条項にずれが生じるため、これを是正するための改正を行いました。

■月形町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

□町長の事務部局を58人から59人、岩見沢地区消防事務組合に派遣する職員を14人から13人とする改正を行いました。

■非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

□月形町地域包括支援センター運営協議会委員、学校運営協議会委員、農業委員候補者評価委員会委員を加える改正を行いました。

■月形町土地開発基金条例を廃止する条例の制定について

□公用もしくは公共用のための土地などを取得する必要性が少ないため、本条例を廃止することとし、基金全額を一般会計に繰り入れました。

■月形町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

□令和2年4月1日以降の農業経営基盤強化促進法に基づく嘱託登記手数料中、所有権移転の登記（相続を除く）を1件につき6,600円とし、登記名義人の表示変更、更正の登記および土地表示変更の登記を1件につき2,200円とする改正を行いました。

■月形町遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

□令和2年4月1日から月額支給額を10,000円に引き上げるとともに、支給対象遺児の年齢が18歳に達した日の属する年度の末日を終了するまでに拡大する改正を行いました。

■月形町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

□令和2年4月1日から助成対象を満15歳から満18歳に引き上げるとともに、所得要件を廃止する改正を行いました。

■月形町特定教育・保育施設等の利用者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

□令和2年4月1日から、町内に居住し月形町認定こども園に通園する0歳から2歳児までの保育料を無償化するための改正を行いました。

■月形町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

□令和2年4月1日以降の許可手数料を1件につき6,000円とし、許可書再交付手数料を1件につき1,000円とする改正を行いました。

■月形町地域包括支援センター運営協議会条例の制定について

□増加する支援センター業務を公正かつ中立に運営するため、介護保険法の規定に基づき、独立した運営協議会を設置するため町条例を制定しました。

■月形町民保養センター宿泊施設条例の一部を改正する条例の制定について

■月形町皆楽公園条例の一部を改正する条例の制定について

■月形町はな工房条例の一部を改正する条例の制定について

■月形町農産物加工施設条例の一部を改正する条例の制定について

■月形町多目的アリーナ条例の一部を改正する条例の制定について

■月形町野球場条例の一部を改正する条例の制定について

■月形町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について

□消費税増税を契機として、施設の維持管理経費や施設の特性を考慮した利用料の見直しと、キャンプ場の利用料の新設が主な内容です。

■月形町農業委員候補者評価委員会条例の制定について

□農業委員候補者を任命する過程において、その透明性の確保を目的として、農業委員候補者評価委員会を設置するための条例を制定しました。

■月形町道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

□道路法施行令の改正に伴い、令和2年4月1日から町条例の占用料の額を国の基準に準拠し、改正しました。

■月形町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

□消費税増税に伴い、令和2年10月1日から町営住宅駐車場の1区画の使用料を月額520円に改正しました。

■公の施設に係る指定管理者の指定について【月形町民保養センターほか】

□月形町民保養センター、月形町民保養センター宿泊施設、月形町はな工房の指定管理者が指定されました。

指定管理となる団体名：株式会社月形町振興公社

住所：月形町1219番地

指定の期間：令和2年4月1日から

令和2年9月30日まで